

- 処方箋に医師の特記事項がある場合は、変更不可
- 処方変更は、各医薬品の保健適応、適応症、用法・用量を遵守した変更のみとする。その際、安全性や溶解性、体内動態を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる
- 服用方法・安定性、価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること
- 麻薬、注射薬については、適応しない
- プロトコルによる処方変更・調剤後の連絡
処方変更し調剤した場合は、その内容をプロトコルに基づく変更報告書（トレーシングレポート）にて FAX してください

- ①成分名が同一の銘柄変更
- ②剤形の変更
- ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④貼布剤や軟膏類の包装規格の変更
- ⑤服薬状況の理由により処方薬剤を半割、粉碎、混合することあるいはその逆
- ⑥「患者希望」あるいは「服薬状況不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること
- ⑦薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること
- ⑧ビスホスホネート製剤等の「週1回」、「月1回」製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化（薬歴や患者面接の上、明らかな処方間違いである場合）
- ⑨「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面接の上、明らかな処方間違いである場合）
- ⑩その他、薬学的管理に関する事柄で緊急を要さない（検査依頼、有害事象が疑われるもの）場合

*疑義照会必要事項

外用薬の用法追記（用法不明の場合）用法の口頭指示

①	アムロジン OD錠 5mg → ノルバスク OD錠 5mg	・患者へ説明（変更理由・価格）後、同意を得て変更可能
②	アムロジン錠 5mg → アムロジン OD錠 5mg ミヤ BM 細粒 → ミヤ BM 錠	・用法、用量が変わらない場合のみ
③	5mg錠 1回2錠 → 10mg 1回1錠 10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠	
④	セルタッチパップ（7枚入り）6袋 → セルタッチパップ（6枚入り）7袋 マイザー軟膏 5g 10本 → 10g 5本	・合計処方量が変わらない場合 ・軟膏 ⇔ クリームは不可 ・テープ剤 ⇔ パップ剤は不可
⑤	チラーヂン錠 50μg 1.5錠 ↓ ↑（双方とも可） チラーヂン錠 50μg 1錠 + チラーヂン錠 25μg 1錠	・安定性データに留意のこと

*合意に関するお問い合わせは下記までお願いします。

和歌山生協病院 薬剤課 TEL 073-471-7711（代表）